



令和 2 年 6 月 12 日

保護者の皆様へ

京都市立伏見板橋小学校  
校長 藤田 路乃

## 台風時等の非常措置

本校においては、台風（大雨・暴風）により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」または「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報」又は「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意して下さい。

### 1 暴風警報について

登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させて下さい。

◎「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ・午前7時までに解除になった場合 平常授業
- ・午前9時までに解除になった場合 3校時（10時30分）から始業
- ・午前11時までに解除になった場合 5校時から始業（給食は中止）  
月・水・木曜日は13時15分、火・金曜日は13時35分から始業
- ・午前11時現在、警報発令中の場合 臨時休業

※在校中に発令された場合は集団下校します。迎えが来ることになっている児童は 学校に待機させます。

### 2 特別警報について

登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させて下さい。

◎「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ・午前0時までに解除になった場合 5校時から始業（給食は中止）  
月・水・木曜日は13時15分、火・金曜日は13時35分から始業
- ・午前0時現在、特別警報発令中の場合 臨時休業

※在校中に発令された場合は、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、「災害緊急時の児童引渡しについて」に沿って、「引渡し」が必要と判断した場合は、PTAメール配信・学校ホームページでお知らせします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。

**地震時の措置及び在校中の災害発生時の動きは裏面**

## 地震時の非常措置

本校においては、京都市に震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意して下さい。

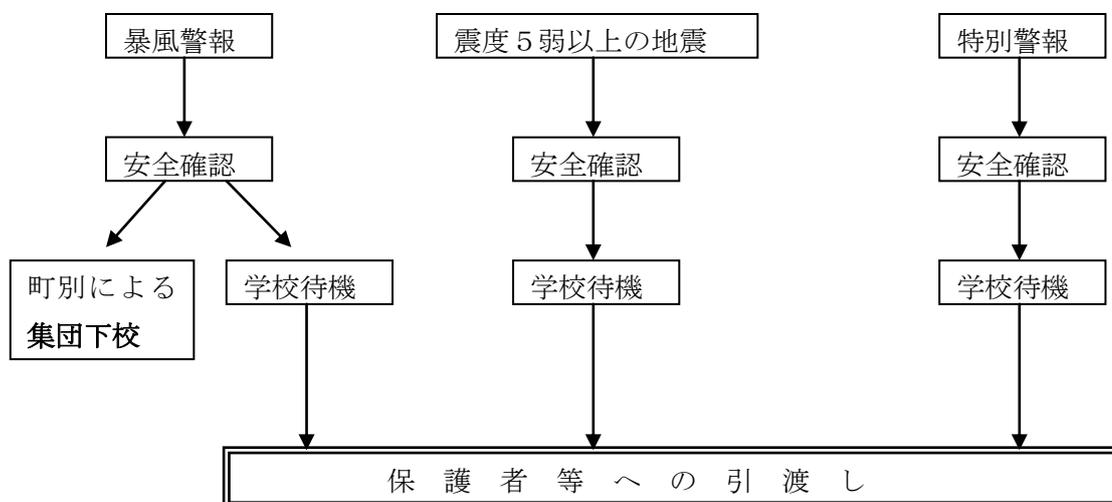
### ①登校前に発生した場合

- (1) 震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校を臨時休業とします。
- 下校後、深夜0時までに発生した場合は、翌日を臨時休業に。  
深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。
  - 休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業日明けの登校を臨時休業としますが、安全が確認でき授業等を実施する場合は、立て看板・PTAメール配信・学校ホームページでお知らせする予定です。
- (2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認の上、改めて学校から連絡します。

### ②在校中に発生した場合

下校の安全が確認できるまで、学校・幼稚園に留め置くこととし、その後、「災害緊急時の児童引渡しについて」に沿って、「引渡し」が必要と判断した場合は立て看板・PTAメール配信・学校ホームページでお知らせする予定です。

### 在校中に災害が発生した場合の動き（図）



令和 2 年 7 月 10 日

保護者の皆様へ

京都市立伏見板橋小学校  
校長 藤田 路乃

## 水害時の非常措置

本校においては、水害による避難指示・避難勧告が発令された場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意して下さい。

### 避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合

本校の校区である板橋学区は、「宇治川の浸水想定区域」「桂川下流の浸水想定区域」「鴨川・高野川の浸水想定区域」であるため、避難勧告等の発令対象地域です。板橋学区に避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

#### ① 登校前に発令された場合

「避難勧告・避難指示（緊急）」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させて下さい。

「避難勧告・避難指示（緊急）」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ・午前7時までに解除になった場合 平常授業
- ・午前9時までに解除になった場合 3校時（10時30分）から始業
- ・午前11時までに解除になった場合 5校時から始業（給食は中止）  
月・水・木曜日は13時15分、火・金曜日は13時35分から始業
- ・午前11時現在、避難勧告・避難指示（緊急）発令中の場合 臨時休業

#### ② 在学中に避難勧告・避難指示（緊急）が発表された場合について

直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後6月12日付け「[保存版](#)台風時等の非常措置・地震時の非常措置」でお伝えしているとおり対応いたしますが、不測の事態においては保護者と連絡が取れるまで学校に留め置くことといたします。